

介護老人福祉施設重要事項説明書

<平成 30 年 4 月 1 日 現在 >

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

担 当 生活相談員 高橋 広大
 介護支援専門員 齊藤 敬介、宮島 浩

電 話 0493-66-0151 (午前8時30分～午後5時30分まで)

*ご不明な点がございましたら、なんでもお尋ねください。

2 特別養護老人ホーム よし乃郷 の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	雰囲気はわが家と同じよし乃郷
所在地	比企郡ときがわ町大字五明1449番2
介護保険指定番号	介護老人福祉施設 (埼玉県 1173200617号)

(2) 施設の職員体制

職 種	常 勤	非常勤	合 計	資 格	基準人員
管理者	1名		1名		1名
医 師		2名	2名		
生活相談員	1名		常勤換算 1.0名	社会福祉士	1名
管理栄養士 栄養士	2名		常勤換算 2.0名	管理栄養士 (1名) 栄養士 (1名)	1名
介護支援専門員	2名		常勤換算 1.0名	介護支援専門員	1名
事務職員	1名		1名		
介護職員	31名	4名	常勤換算 31.8名	介護福祉士 21名	29名
				ホームヘルパー・初任者研修・実務者研修修 10名	
看護職員	5名		常勤換算 4.6名	看護師 (1名) 准看護師 (4名)	3名
機能訓練指導員	2名		常勤換算 1.0名	柔道整復師	1名

(3) 施設の設備の概要

本館（多床室・従来個室）

定員		60名	静養室	2室3床
居室	4人部屋	12室（1室48.0㎡）	医務室	1室
	個室	12室 （1室15.18㎡～19.10㎡）	食堂	1室
浴室		一般浴槽と特殊浴槽 があります。	機能訓練室	1室
			談話室	1室

新館（従来個室）

定員		24名	医務室	1室
居室	個室	24室 （1室13.36㎡～13.96㎡）	食堂	1室
浴室		一般浴槽と特殊浴槽があります。		

3 サービス内容

- ①施設サービス計画の立案
 - ②食事
 - ③入浴
 - ④介護
 - ⑤生活相談
 - ⑥健康管理
 - ⑦希望食の提供
 - ⑧美容サービス
 - ⑨行政手続代行
 - ⑩日常費用支払代行
 - ⑪所持品保管
 - ⑫レクリエーション
- 等

4. 利用料金

(1) 利用料金

①基本料金

	1日あたりの自己負担分	
	(多床室)	(従来型個室)
要介護1	557円	557円
要介護2	625円	625円
要介護3	695円	695円
要介護4	763円	763円
要介護5	829円	829円

※ 上記の表示金額は、介護保険負担割合証の「利用者負担の割合」が1割の場合です。「利用者負担の割合」が2割の場合、表示金額の倍額となります。

※ 入所後30日間に限り、上記料金に1日あたり30円が加算されます。

※ 入所期間中に入院、又は自宅に外泊した期間の取扱いについては、介護保険適用分は介護保険給付の扱いに準じますが、居住費等は別途定めるところによりますのでご了承下さい。

※ 介護サービスに係る評価等が行われた場合、以下の料金が加算されます。

・日常生活継続支援加算	1日あたり	36円
・看護体制加算（Ⅰ）	1日あたり	4円
・看護体制加算（Ⅱ）	1日あたり	8円
・夜間職員配置加算（Ⅰ）ロ	1日あたり	13円
・夜間職員配置加算（Ⅱ）ロ	1日あたり	18円
・若年性認知症入所者受入加算（該当者）	1日あたり	120円
・認知症行動・心理症状緊急対応加算（該当者）	1日あたり	200円
・個別機能訓練加算（該当者）	1日あたり	12円
・精神科医療配置加算	1日あたり	5円
・退所前訪問相談援助加算（該当者）	1回	460円
・退所後訪問相談援助加算（該当者）	1回	460円
・退所時等相談援助加算（該当者）	1回	400円
・退所前連携加算（該当者）	1回	500円
・栄養マネジメント加算（該当者）	1日あたり	14円
・療養食加算（該当者）	1回あたり	6円
・障害者生活支援体制加算	1日あたり	26円
・経口移行加算（該当者）	1日あたり	28円
・経口維持加算（該当者）	1月あたり	100円
・口腔衛生管理体制加算	1月あたり	30円

・口腔衛生管理加算	1月あたり	90円	
・看取り介護加算(Ⅰ):死亡日	1日につき	1280円	
・看取り介護加算(Ⅰ):死亡日前日及び前々日	1日につき	680円	
・看取り介護加算(Ⅰ):死亡日以前4~30日	1日につき	144円	
・看取り介護加算(Ⅱ):死亡日	1日につき	1580円	
・看取り介護加算(Ⅱ):死亡日前日及び前々日	1日につき	780円	
・看取り介護加算(Ⅱ):死亡日以前4~30日	1日につき	144円	
・排せつ支援加算	1月につき	100円	
・褥瘡マネジメント加算	1月につき	10円	
・配置医師緊急時対応加算	早朝・夜間の場合	1回につき	650円
	深夜の場合	1回につき	1300円
・認知症専門ケア加算(Ⅰ)	1日につき	3円	
・認知症専門ケア加算(Ⅱ)	1日につき	4円	
・在宅復帰支援機能加算(該当者)	1日につき	10円	
・在宅入所相互利用加算(該当者)	1日につき	40円	
・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)(Ⅴ)			

(所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数Ⅰ:8.3%、Ⅱ:6.0%、Ⅲ:3.3%、Ⅳ:Ⅲの90/100、Ⅴ:Ⅲの80/100)

②居住費	多床室	1日あたり	840円
	従来個室	1日あたり	1150円
③食費		1日あたり	1380円
④特別な室料	Aタイプ(本館個室12室)	1日あたり	620円
	Bタイプ(新館個室24室)	1日あたり	1650円
⑤おやつ代(選択可)		1食あたり	120円

⑥その他日常生活上の便宜に係る費用

1. 身の周りの日用品費(選択可)	1日あたり	150円
-------------------	-------	------

※希望されない場合においても、シャンプー、ボディソープ、ティッシュ等におきましては、共用の物をご利用頂きます。

2. 預り金管理費	1ヶ月	1000円
-----------	-----	-------

(小遣い等預け金の希望があった場合)

⑦その他

1. 個別電化製品の電気代	1点1日つき	50円
2. 介護タクシー等の送迎費		実費
3. 理美容代	1回(カットのみ)	2500円
4. 入所者が選定する特別な食事の提供に要する費用		実費

⑨居室保持料

(入院等で不在の場合、概ね3ヶ月間所定の料金を支払うことで居室保持ができます。)

- ・国の定める負担限度額段階(1段階から3段階の方)利用者は、不在後6日目までは居住費の負担限度額を、また、不在後7日目以降も負担限度額を支払うことによ

り、居室保持が可能です。第4段階の方は不在後、所定の居住費を支払うことにより、居室保持が可能です。

- ・上記については、入院・外泊時に申し出、相談、または同意を得られた場合に行うものとします。また居室保持料を支払っている場合に保持している居室を空床利用の短期入所生活介護に活用した場合、居室保持料は算定いたしません。

*「食費」においては、1日あたり1380円に対して国が定める負担限度額段階（1段階から3段階）の利用者は、保険者から交付される「介護保険負担限度額認定証」に記載される料金とする。

*「居住費」においては、従来個室は1日あたり1150円、国が定める負担限度額段階（1段階から3段階）の利用者は、保険者から交付される「介護保険負担限度額認定証」に記載される料金とする。

- (2) 支払方法 毎月、5日頃までに前月分の請求をいたしますので、15日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。お支払方法は、窓口にてお支払い頂く事となります。

5 入退所の手続

(1) 入所手続

入所前または、入所時に契約を結び、サービスの提供を開始します。居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員と御相談ください。

(2) 退所手続

① 利用者の御都合で退所される場合

退所を希望する日の30日前までにお申し出ください。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が他の介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）又は要支援と認定された場合（この場合、所定の期間の経過を持って退所していただくこととなります。）
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合

③ その他

- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、30日以内に支払わない場合、又は利用者や御家族等が、事業者やサービス従業者、他の入所者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。当事業所で提供できない医療行為や介護サービスが生じた場合は退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ・ 利用者が病院又は診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合又は入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合は、

相談、契約を終了させていただく場合がございます。この場合、退院後に再度入所を希望される場合はお申し出ください。

- ・ やむを得ない事由により、当施設を閉鎖又は縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ・ 退所時には、別紙「身元引受書」に記載のある「身元引受人」に退所事務等をお願いいたします。

6 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

「健康こそ人生最高の宝」という理念に基づき、食を中心とした健康の保持・増進・予防を考え、利用者の立場に立ち、快適・安全な生活を「心と愛情」をこめて介護サービスを提供していく。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	有	
従業員への研修の実施	有	
サービスマニュアルの作成	有	
身体的拘束	無	ただし、生命の危機、他人への危害の著しい場合を除く
その他		

(3) 施設利用にあたっての留意事項

- ・ 面会 届出による（時間： 8：30～17：30）
- ・ 外出、外泊 同上（ 〃 ）
- ・ 食事 朝食（時間： 8：00～ 9：00）
昼食（時間：12：00～13：00）
夕食（時間：18：00～19：00）
原則として食堂にておとり頂きますが、体調不良時は居室で、又ご家族様と面会スペースでも食事をおとり頂けます。時間についてもご要望、相談をいただいた上で場合により対応も可能です。
- ・ 飲酒、喫煙 届出による
- ・ 設備、器具の利用 同上
- ・ 金銭、貴重品の持ち込み 同上
- ・ 所持品の持ち込み 同上
- ・ 施設外での受診 同上

11 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 よし乃郷
代表者役職・氏名	理事長 馬場 眞美子
本部所在地・電話番号	埼玉県比企郡ときがわ町大字五明1449番2 電話：0493-66-0150
定款の目的に定めた事業	1 特別養護老人ホーム よし乃郷の設置経営 2 老人デイサービス事業（よし乃郷） 3 老人短期入所事業（よし乃郷） 4 老人介護支援センター（よし乃郷）の設置及び 受託経営 5 老人居宅介護等事業（よし乃郷） 6 その他これに付随する事業
施設・拠点等	特別養護老人ホーム 2カ所 短期入所生活介護 2カ所 通所介護 1カ所 居宅介護支援事業所 1カ所 配食サービス 1ヶ所

平成 年 月 日

介護老人福祉施設入所にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

説明者

所在地 比企郡ときがわ町大字五明1449番2

名称 雰囲気はわが家と同じよし乃郷

説明者 高橋 広大 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名

代理人 住所

氏名

印